

「小樽市高齢者保健福祉計画・第5期小樽市介護保険事業計画」に対して提出された意見等の概要及び市の考え方等

- |                      |    |
|----------------------|----|
| 1 意見等の提出者数           | 1人 |
| 2 意見等の件数             | 1件 |
| 3 上記2のうち計画等の案を修正した件数 | 0件 |
| 4 意見等の概要及び市の考え方      |    |

No.	意見等の概要	市の考え方等
1	<p>(介護保険料について) 介護保険料月額約1,000円の値上げということに驚いている。所得の多い人に公平に負担してもらうために保険料段階を8段階ではなく10段階に増やすべき。また、相互扶助というなら40歳以上ではなく社会人となった者が公平に負担するべきではないか。</p> <p>(市職員数、新市立病院について) 市職員が人口に比して多すぎるのでは。 新市立病院建設費の償還計画に不安を感じる。 市民が負担させられるのではないか。病床数を絞り、高度医療に特化すべきではないか。</p>	<p>(介護保険料について) 介護保険料が月額約1,000円の値上げになる理由は、</p> <p>①高齢者数の増加に伴う介護給付費の自然増、</p> <p>②平成21年度から23年度までの3年間で基金をほぼ全て取崩して保険料を軽減する計画に基づき、本来必要な保険料から月額510円の減額を行っていましたが、平成24年度以降は基金の残額がほぼ底をついたため保険料をほぼ減額できないこと、</p> <p>③国において介護療養型医療施設の廃止予定が平成23年度末から平成29年度末に延期されたことによる保険給付費の増加</p> <p>などです。 特に③につきましては、国の方針変更によって被保険者の負担が増えるものであるため、これまでに国に対し負担を被保険者に負わせることのないよう、機会をとらえて要望して参りましたが、かなえられませんでした。</p> <p>なお、保険料の負担段階につきましては、国の標準を6段階としておりますが、本市は低所得者に配慮するため多段階制の8段階としており、今回の素案では、さらに第3段階に特例段階を設け、第4段階の特例段階を継続することで10区分とし、実質的に10段階とする予定です。</p> <p>40歳未満の方に負担範囲を広げる件につきましては、現在、国において論議されており、今後方針が示されることになると思われるため、国の動向を見守りたいと思います。</p> <p>(市職員数、新市立病院について) 市職員数や新市立病院の在り方についていただきました御意見につきましては、それぞれの担当部局に責任を持って伝えさせていただきます。</p>

\* 同じ内容の意見が複数ある場合は、「意見等の概要」の最後に件数を記載してください。

\* 計画等の案を修正した場合は、「市の考え方等」の欄に修正箇所を併せて記載してください。